第四条の二の六第一項中「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に改め、「閉じたときに」の下に「、当該発電用原子炉施設の核燃料物質計量管理区域において」を加える。

第四条の二の七第一項中「継続して、」の下に「当該再処理設備本体を使用している再処理施設の核燃料物質計量管理区域において」を加える。

第四条の二の八第一号中「第三十一項」を「第三十三項」に改め、同条を第四条の二の十に改め、同条の前に次の二条を加える。

第四条の二の八　次表の第一欄に掲げる事業者は、原子力規制委員会が保障措置協定に基づく保障措置の適用上必要と認める場合には、第二欄に掲げる事業者の第三欄に掲げる施設の核燃料物質計量管理区域が中間在庫検査を受け得る期間に、第四欄に掲げる施設の原子力規制委員会が指定する核燃料物質計量管理区域において保障措置検査を受けなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
再処理事業者	使用者	再処理施設と密接な関連を有する使用施設等	再処理施設
使用者	再処理事業者	再処理施設	再処理施設と密接な関連を有する使用施設等
使用者	使用者	再処理施設と密接な関連を有する使用施設等	再処理施設と密接な関連を有する使用施設等

2　前項の保障措置検査に当たって行うことができる事項は、次に掲げるとおりとする。

一　立入り
二　帳簿検査
三　員数検査
四　機器検査
五　非破壊検査
六　試料提出
七　封印監視

3　第一項の表中第一欄に掲げる事業者が第四欄に掲げる施設の核燃料物質計量管理区域において、第一項の保障措置検査を受けたとき、原子力規制委員会が適当と認める場合には、第二欄に掲げる事業者は第三欄に掲げる施設の核燃料物質計量管理区域において、当該期間に受けるべき中間在庫検査を受けたものとみなす。

第四条の二の九　特定原子力事業者等は、特定原子力施設が存在するサイトにおいて、年六回を限度として、原子力規制委員会が適当と認める日に行う保障措置検査を受けなければならない。ただし、原子力規制委員会が保障措置協定に基づく保障措置を実施するため必要と認める場合は、この限りでない。

2　前項の保障措置検査に当たって行うことができる事項は、次に掲げるとおりとする。

一　立入り
二　非破壊検査
三　試料提出
四　封印監視

第四条の四第二項第一号中「又は寄附行為」を削り、同項第四号イ中「社団法人」を「一般社団法人」に改める。

第四条の九第一項第一号中「又は寄附行為」を削り、同項第四号イ中「社団法人」を「一般社団法人」に改める。

第四条の三十第一項中「省令」を「規則」に改める。

第五条の二第二項中「すべて」を「全て」に改める。

第七条第六項中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者」に改め、同条第七項中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者又は発電用原子炉設置者」に改め、同条第八項中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者又は発電用原子炉設置者」に改め、同条第十項中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者」に改め、同条第十三項中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者」に改め、同条第三十四項中「第十五項」を「第十六項」に、「第十七項」を「第十八項」に、「第十九項」を「第二十項」に、「第二十七項」を「第二十八項」に、「第二十九項」を「第三十項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十三項中「様式第二十五」を「様式第二十六」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十二項中「様式第二十四」を「様式第二十五」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十一項中「工場又は事業所」を「サイト」に、「様式第二十三」を「様式第二十四」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十項中「様式第二十二」を「様式第二十三」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十九項中「様式第二十一」を「様式第二十二」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十七項中「様式第十八」を「様式第十九」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十六項中「様式第二十」を「様式第二十一」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十五項中「第二十七項」を「第二十八項」に、「様式第十九」を「様式第二十」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十四項中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者」に、「様式第十八」を「様式第十九」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者」に、「第二十一項又は第二十二項」を「第二十二項又は第二十三項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者若しくは発電用原子炉設置者」に、「様式第十七」を「様式第十八」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者」に、「第二十四項」を「第二十五項」に、「様式第十六」を「様式第十七」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「様式第十五」を「様式第十六」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「様式第十四」を「様式第十五」に改め、同項を第二十項とし、同条第十八項中「若しくは第三項」及び「若しくは承認」を削り、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「様式第十三」を「様式第十四」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項中「あつた」を「あった」に、「様式第十二」を「様式第十三」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「次項」の下に「及び第十八項」を加え、「様式第十二」を「様式第十三」に改め、「加工の事業の許可、原子炉の設置の許可、使用済燃料の貯蔵の事業の許可、再処理の事業の指定若しくは承認、廃棄の事業の許可又は使用の許可（以下この項において「許可等」という。）」を「許可又は指定」に改め、「当該許可等」を「当該許可又は指定」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項の次に次の一項を加える。

14　加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者（実効値の合計が一以上のプルトニウム、ウラン又はトリウム及びその化合物を取り扱う者に限る。）は、サイトごとに、操業の計画に関し、別記様式第十二による報告書を毎年一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の初日の二月前までに（新たに加工の事業の許可、試験研究用等原子炉の設置の許可、発電用原子炉の設置の許可、使用済燃料の貯蔵の事業の許可、再処理の事業の指定、廃棄の事業の許可又は使用の許可（この項及び次項において「許可又は指定」という。）を受けた者が当該許可又は指定を受けた後最初に提出すべき報告書にあっては、当該許可又は指定を受けた後速やかに）、原子力規制委員会に提出しなければならない。

第八条中「別記様式第二十六及び別記様式第二十七」を「別記様式第二十七及び別記様式第二十八」に改める。

第十条中「第四項から第十五項まで、第二十一項から第二十三項まで、第二十五項及び第二十六項」を「第一項から第十六項まで、第十八項、第二十項から第二十八項まで、第三十項から第三十四項まで」に、「様式第二十八」を「様式第二十九」に改める。